

川西市立清和台中学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、川西市立清和台中学校PTAと称し、(以下本会という)事務局を清和台中学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、入会意思のある本校在籍生徒の保護者及び本校教職員で構成する任意の団体である事を理解し、平等の権利と義務を持ち、会員相互が協力して生徒の健全な成長を支援する事を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

1. 家庭、学校及び社会における生徒の福祉のために活動する。
2. 会員相互の見識を深め、親睦を図る。
3. その他本会の目的を遂げるのに必要と認められる活動。

第3章 方針

第4条 本会は、次の方針に従って運営をする。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他団体及び機関との協力を図る。
2. 本会は、保護者と学校職員が協力し、自主的に活動する民主的な団体であり、特定の政党・宗教の支持や営利を目的とするような行為等はしない。
3. 学校とPTAが協力し、本会を運営するものとする。

第4章 会 員

第5条 本会は、入会届及び会費引落委託同意書を提出し、本会の主旨に賛同する次の会員をもって組織する。

1. 在籍する生徒の保護者
2. 本校に勤務する教職員

第6条 本会の会員は、在籍生徒の教育活動及びPTA活動運営費に充てる旨を理解し、会費を納めるものとする。

1. 会費は(途中入会含む)一括納入とし、途中退会等においては、原則返金を行わない。
2. 本会の退会意思を示す時は、退会届を会長に提出する。

第5章 機 関

第7条 本会は、議決機関として総会を、執行機関として総務会、運営委員会、各委員会を置く。

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年5月を定期とし、臨時総会は、委員会または会員の3分の1以上の要求があった時に会長が召集する。
2. 総会の開催通知は、全会員に配布する。

第9条 総会は、本会の最高議決機関で全会員をもって構成し、次の事を決める。

1. 規約の改廃
2. 役員・委員の承認
3. 事業(活動)の承認
4. 予算の決議と決算の承認
5. その他、この会の目的達成に必要な事柄

第10条 総会は、その都度構成員の中から議長を選ぶ。

第11条 委員の選出は、次の方法による。

1. 委員は学級を主体として選出する。
2. 学級で選出された委員は、互選により学年委員長1名を選出する。
3. その他、必要に応じて若干名の委員選出を行う。
具体的な選出方法は、運営委員会で決める。

第12条 委員会は事業を進めるために、各委員会等を置く。

1. 各委員会等は、必要に応じて委員長が召集する。

第13条 総務会は、会長、副会長、会計、書記をもって構成し、次の通り運営する。

1. 各委員会で立案された計画を審議検討する。
2. 委員会に提出する議案を調整する。
3. 決議機関から与えられた事項の遂行にあたる。
4. その他必要な事項。

第14条 各委員会の議長は、委員の中から選び、総務会、運営委員会の議長は会長または副会長がこれにあたる。

第15条 本会のすべての委員会は、構成委員の過半数の出席で成立する。

但し、総会に限り委任状を認め、決議は多数決とする。可否同数の場合は、議長が決める。

第6章 会 計

第16条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。

1. その他の収入は運営委員会の承認を要する。

第17条 本会の会計は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認されなければならない。

第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 役 員

第19条 本会の役員は、次の通りとする。

会 長 1名(保護者)

副会長 若干名(保護者)

書 記 1名(保護者)

会 計 1名(保護者)

第20条 役員は、委員会において会員の中より選び、総会の承認を求める。

第21条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げないが、長期(原則再任2回)及び兼任は避ける。欠員による補欠任期は前任者の残り期間とする。

第22条 会長は次の職務を行う。

1. 総会、総務会、運営委員会等を必要に応じて召集し協議決定する。
2. 本会を代表する。
3. 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。

第23条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第24条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会及び委員会の議事、ならびに会の活動に関する重要事項

を記録する。

2. 記録、通信その他の書類を保管する。

3. 会長の指示に従って、本会の庶務を行う。

第25条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

2. 定期総会に会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

3. 本会の財産を管理する。

4. 予算の立案に協力する。

第8章 会計監査委員

第26条 本会の会計を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第27条 会計監査委員は必要に応じ、随時会計監査を行い各機関、総会に報告する。

第28条 会計監査委員の選出は運営委員会で行う。

第9章 細 則

第29条 本会の運営に関し必要な細則は、この規則に則り運営委員会の議決を経て定める。

1. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合にはその結果を総会にて報告しなければならない。

第10章 改 正

第30条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は総会開催までに、全会員に周知すること。

第11章 個人情報の取り扱い

第31条 本会は、個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則

この規約は、総会において承認された日より直ちに効力を生じる。